

有効期限付きJKK旅行券をお持ちのお客様へのご案内 及び、JKK旅行券のご利用に関するご注意

◎有効期限付きJKK旅行券をお持ちのお客様へ

有効期限付きのJKK旅行券をお持ちのお客様は、発行日より5年間の有効期限内でのご利用となります。期限を過ぎてのご利用はいただけませんので、お早目のご利用をお願いいたします。

◎JKK旅行券のご利用に関するご注意

1. JKK旅行券は、常磐交通観光の各営業所で、ご旅行等のお支払いにご利用いただけます。（直接、旅館・ホテル等宿泊施設でのお支払いにはご利用いただけません。）
2. JKK旅行券は、土産品・旅行用品などの物品・書籍・外国通貨・JR回数券類・バス回数券・高速バス回数券・定期券等、ご利用いただけない商品がございます。
3. JKK旅行券は、券面記載事項を訂正したものは無効といたします。
4. JKK旅行券は、現金とお引替えできません。
5. JKK旅行券の盗難・紛失または消失、破損、滅失等に対しては、当社は一切その責を負いません。
6. JKK旅行券は、ミシン線を切り取られますと無効となります。
7. JKK旅行券は、ご利用に際してのつり銭はご容赦ください。
8. 利用者資金の保全方法について

・資金決済に関する法律第14条第1項の規定の趣旨

前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律第14条第1項の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の2分の1以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられており、必ずしも全額保全が図られているわけではありません。

・資金決済に関する法律第31条第1項に規定する権利の内容

万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第31条第1項の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

・発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別

当社の利用者資金の保全方法は次の通りです。

金銭による供託

発行会社

新常磐交通株式会社

お問合せ

観光事業部 常磐交通観光

福島県いわき市明治団地4番地の1

TEL 0246-88-8799